

支給対象者について

○ 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※ 令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額一律 5,000 円が支給される方)をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

(注)「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき 38 万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは 44 万円)を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

【対象児童について】

○ 以下のお子さんを対象児童とします。

・令和3年9月分の児童手当(本則給付)の対象となっているお子さん

・平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日の間に生まれた児童(高校生)で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

・令和 3 年 9 月以降令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童(新生児)で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

○ 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

○ 支給額は、対象児童1人当たり 100,000 円です。

【申請について】

○ 浦幌町から児童手当を受給している中学生までは、「プッシュ型」による支給を行いますので、特段の申請は不要です。

※ 基本的に、同年9月分の児童手当を支給する市区町村になります。

※ DV 被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV 加害者)が受けている場合についても、浦幌町で子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

○ 高校生は申請が原則必要になります。(浦幌町に支給のための情報があれば「プッシュ型」による支給になります。)

※児童手当の申請漏れ者なども同様です。また、児童手当が所属庁から支給されている公務員についても申請が必要です。

【郵送による申請・窓口での申請方法】

○ 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は浦幌町の担当窓口へ提出してください。

○ 申請書を提出される際は、申請書に記載している添付書類のほか、次の書類を添付してください。

・申請者の方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等)の写し

※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

【浦幌町からの問合せについて】

○ 申請内容に不明な点があった場合、浦幌町から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに浦幌町の担当窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

○ 浦幌町が支給対象者に対し、当該届出をした指定口座に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金を支給されません。

○ DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

○ 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。

○ 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

○ ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

浦幌町役場町民課住民年金係 子育て世帯への臨時特別給付金担当 電話 015-576-2113 (直通)
